

フロン類等対策小委員会の開催について

1. 開催の背景

平成 28 年 5 月に策定された地球温暖化対策計画においては、我が国の温室効果ガス削減目標として、2030 年度において、2013 年度比 26.0%減とし、代替フロン等 4 ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）については 2013 年比 25.1%削減することを目標として掲げている。

一方、平成 28 年 11 月にパリ協定が発効し、世界全体として温室効果ガスの排出量の削減に取り組むこととなった。

そのような中、昨年 10 月のモントリオール議定書締約国会合で、同議定書の対象物質に HFC を追加する改正が採択され、先進国は HFC の生産・消費量を 2036 年までに 85%分を削減することとなった。20 カ国以上の締結を条件に 2019 年 1 月 1 日以降に発効する見込みであり、我が国も国内担保のための法整備についての検討が必要である。

また、国内におけるフロン類の廃棄時回収率は 3 割程度で 10 年以上にわたり推移しており、フロン排出抑制法が完全施行された平成 27 年度の回収率は 38%にとどまっている。地球温暖化対策計画では、HFC の目標回収率を 2020 年度に 5 割（目安）、2030 年度に 7 割としており、回収率向上のためのさらなる対策が必要である。

さらには、昨年 12 月に公表した 2015 年度（平成 27 年度）我が国の温室効果ガス排出量（速報値）によれば、省エネの進展や再エネの導入拡大などにより、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量が減少した一方で、HFC の排出量は増加しており、このままでは、エネルギー起源の二酸化炭素の排出削減努力を HFC の増加が打ち消しかねず、フロン類の排出抑制対策を加速化していく必要があることが明らかになった。

このような状況を受けて、公開の場による検討会「フロン類対策の今後の在り方に関する検討会」を設置し、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月にかけて 4 回にわたり開催し、報告書がとりまとめられた。

2. 検討事項

現行のフロン類に係る規制等の枠組みを上流から下流まで総点検を行い、モントリオール議定書 HFC 改正をうけた対応や回収率の向上のための対策など今後の対策の在り方についての検討を行う。